

令和5年度

川越市自治会連合会総会資料

Comfortable City Kawagoe

—— 快適なまち川越 ——

日時 令和5年5月24日（水） 午後3時

会場 ウェスタ川越 大ホール

川越市民憲章

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

市の木 (かし)



市の花 (山吹)



市の鳥 (雁^{かり})



令和5年度 川越市自治会連合会総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長挨拶
- 3 川越市自治会連合会永年勤続自治会会長及び副会長の表彰
- 4 受賞者代表謝辞
- 5 川越市退任自治会会長及び副会長に対する感謝状贈呈
- 6 受賞者代表謝辞
- 7 議長選出
- 8 議事
 - <議案第1号> 令和4年度川越市自治会連合会事業報告
 - <議案第2号> 令和4年度川越市自治会連合会決算報告
令和4年度川越市自治会連合会監査報告
 - <議案第3号> 令和5年度川越市自治会連合会事業計画（案）
 - <議案第4号> 令和5年度川越市自治会連合会予算（案）
 - <議案第5号> 令和5年度川越市自治会連合会役員選任（案）
- 9 市長挨拶
- 10 来賓祝辞
- 11 閉会のことば

川越市自治会連合会永年勤続自治会会長表彰者名簿

NO	支会名	自治会名	氏名	在職年数
1	第一支会	神明町	荻野 貴	19年
2	第十支会	六軒町1丁目	鈴木 幸夫	18年
3	第六支会	脇田町	高橋 敏明	14年
4	福原支会	武蔵町	花木 三千男	13年
5	第七支会	仙波町1丁目	鈴木 義之	10年
6	南古谷支会	あゆみ	小池 武治	10年

川越市自治会連合会永年勤続自治会副会長表彰者名簿

NO	支会名	自治会名	氏名	在職年数
1	高階支会	寺尾第2	太田 邦男	17年
2	第六支会	脇田町	寺田 和榮	13年
3	大東支会	寿町1丁目	川島 和江	12年
4	第二支会	幸町	小谷野 純一	10年
5	第七支会	大仙波	熊谷 隆	10年

令和4年度川越市自治会連合会事業報告

自治会の健全な発展を助長し、市との緊密な連絡協調を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を実施した。また、いずれも新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策を最優先とし、可能な限り実施した。

1 防犯・防災対策の推進

- (1) 登下校時における子どもたちの見守り活動を行うとともに、青色パトロールカー（青パト）を利用するなどして、地域の防犯パトロールを行い、地域の安全・安心に努めた。
- (2) 防犯チラシの配布活動に参加するとともに、関係団体と連携し、街頭犯罪防止等の啓発活動を行った。

2 交通安全対策の推進

通学路用のぼり旗を購入し、各自治会に配付した。

3 環境美化の推進

緑の募金活動に協力し、緑化の推進を図った。

4 青少年健全育成の推進

- (1) 子どもたちの生きる力を育むとともに、子どもたちを家庭、学校、社会教育施設、地域社会のネットワークの中で育てる地域子どもサポート事業を支援した。
- (2) 自治会の役員等が中心となり、学校の登下校時における児童・生徒の見守り活動を実施するとともに、夜間パトロール等を実施した。

5 広報活動の充実

「自治連だより川越」を発行した。自治会への理解と参加を得るため、広報紙の内容充実に努めた。

号	発行年月	主 な 記 事
189	4.7	総会（書面開催）の報告、新会長からの挨拶、川越市市制施行100周年記念 記念品贈呈式、川鶴支会の紹介、自治連役員・広報委員紹介 他
190	4.10	市長から退職役員へ感謝状を贈呈、永年勤続自治会会長・副会長への表彰、特集 川越市市制施行100周年記念事業、夏の風物詩 他
191	5.1	自治会連合会会長及び市長から新年の挨拶、農業ふれあいセンターの紹介、第3支会の紹介、シラコバト賞を受賞、緑の募金の報告と御礼 他

号	発行年月	主 な 記 事
192	5.4	令和4年度を振り返って、加入促進について、コロナ禍でも自治会は頑張っています、交通マナーを守りましょう、福原支会の紹介、緑の募金へのご協力を！ 他

6 地域活動への支援

地域社会における防犯対策の推進、住民の福祉の増進を図る目的で行っている。
(令和4年度申請無し)

7 コミュニティづくりの推進

彩の国コミュニティ協議会主催のシラコバト賞に、地域コミュニティづくりに貢献した方々を推薦した。

8 自治会への加入促進

広報紙で自治会の役割を説明して加入を呼びかけた他、掲示板に加入促進ポスターを掲示し、入会申込チラシを作製・配布した。

9 新型コロナ対策

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議においてアルコール消毒用ウェットティッシュを配付するなど、感染対策と啓発に努めた。

10 川越市市制施行100周年記念事業の実施

記念事業を盛り上げるため市に寄附を行った他、農業ふれあいセンターにソーラー式電波時計を寄贈した。

11 会議・関連団体行事への参加等

年月日	事業名	会場等	内容・参加者等
4. 4. 15	令和3年度会計監査	書面開催	令和3年度事業費監査
4. 5. 1 ~ 8. 31	緑の募金協力	各自治会	各自治会
4. 5. 19	第1回広報委員会	市役所	自治連だより189号編集
4. 5. 26	令和4年度総会	書面開催	
4. 6. 7	第1回正副会長会	市役所	令和4年度川越市自治会連合会 定期総会会議結果報告 他
4. 6. 9	第2回広報委員会	市役所	自治連だより189号校正
4. 6. 15	第3回広報委員会	市役所	自治連だより189号最終校正
4. 7. 20	第2回正副会長会	市役所	令和4年度実施事業について 他
4. 7. 27	第1回理事会	市役所	令和4年度実施事業について 他
4. 7. 27	市制施行100周年記念寄附金贈呈式	市役所	
4. 8. 18	第4回広報委員会	市役所	自治連だより190号編集
4. 8. 31	第5回広報委員会	市役所	自治連だより190号校正
4. 9. 5	第6回広報委員会	市役所	自治連だより190号最終校正
4. 9. 7	役員退職者に対する感謝状贈呈式	市役所	
4. 10. 27	緑の募金送金		総額7,919,193
4. 11. 2	第3回正副会長会	市役所	民生委員の選任について 他
4. 11. 16	第7回広報委員会	市役所	自治連だより191号編集
4. 11. 30	第8回広報委員会	市役所	自治連だより191号校正
4. 12. 7	第9回広報委員会	市役所	自治連だより191号最終校正
5. 2. 1	第4回正副会長会	市役所	令和5年度総会の開催及び事業 計画案について 他
5. 2. 8	第2回理事会	市役所	令和5年度総会の開催及び事業 計画案について 他
5. 2. 15	第10回広報委員会	市役所	自治連だより192号編集
5. 2. 22	第11回広報委員会	市役所	自治連だより192号校正
5. 3. 1	第12回広報委員会	市役所	自治連だより192号最終校正

上記のとおり事業報告いたします。

令和5年5月24日

川越市自治会連合会
会長 宮岡 寛

<議案第2号>

令和4年度川越市自治会連合会決算報告

歳入の部

(単位：円)

科 目		予算額	収入済額	比 較	説 明
項	目				
1. 会費収入	1. 会費収入	2,264,000	2,264,000	0	8,000円×283自治会
2. 補助金	1. 補助金	2,240,000	2,240,000	0	川越市補助金
3. 助成金	1. 助成金	0	0	0	彩の国コミュニティ推進事業助成金(未申請)
4. 雑収入	1. 雑収入	575,493	812,733	237,240	緑の募金取扱還付金、犬フン看板頒布料、預金利息、市制施行100周年記念積立金残金
5. 繰越金	1. 繰越金	2,220,507	2,220,507	0	前年度から繰越
合 計		7,300,000	7,537,240	237,240	

歳出の部

(単位：円)

科 目		予算額	支出済額	不用額	説 明
項	目				
1. 会議費		1,210,000	602,499	607,501	
	1. 総会費	100,000	0	100,000	書面総会
	2. 役員会費	100,000	46,723	53,277	正副会長会・理事会等
	3. 専門委員会費	10,000	7,776	2,224	広報委員会
	4. 日当	1,000,000	548,000	452,000	正副会長会・理事会・専門委員会
2. 事業費		3,350,000	1,880,094	1,469,906	
	1. 防犯・防災対策事業費	100,000	100,000	0	通学路用のぼり旗
	2. 交通安全対策関係費	100,000	100,000	0	通学路用のぼり旗
	3. 環境美化関係費	100,000	85,000	15,000	通学路用のぼり旗
	4. 青少年健全育成関係費	100,000	100,000	0	通学路用のぼり旗
	5. 広報関係費	1,600,000	1,305,094	294,906	「自治連だより川越」発行、HP年間使用料等

科 目		予算額	支出済額	不用額	説 明
項	目				
	6. 活動支援費	400,000	0	400,000	地域活動支援費 応募0件
	7. コミ協事業費	0	0	0	
	8. 加入促進費	200,000	110,000	90,000	加入促進チラシ
	9. 女性参画によるまちづくり事業費	40,000	0	40,000	
	10. 研究会諸費	40,000	0	40,000	
	11. 新型コロナ対策	230,000	0	230,000	
	12. 市制施行100周年記念冠付け事業支援金	440,000	80,000	360,000	第11支会、名細支会 霞ヶ関北支会、川鶴支会
3. 事務費		599,000	302,677	296,323	
	1. 事務局費	300,000	83,050	216,950	会員名簿、消耗品等
	2. 通信費	299,000	219,627	79,373	郵便はがき、封筒、振込手数料等
4. 諸費		2,041,000	1,969,191	71,809	
	1. 慶弔費	20,000	10,000	10,000	香典
	2. 交際費	20,000	20,000	0	他団体総会・懇親会会費等
	3. 負担金	51,000	51,000	0	暴力排除推進協・姉妹都市交流委・彩の国コミ協・観光協会・環境ネット・社会を明るくする運動
	4. 表彰費	250,000	188,191	61,809	永年勤続自治会会長・副会長記念品代等
	5. 市制施行100周年記念事業寄附金	1,000,000	1,000,000	0	市に寄附 金100万円
	6. 市制施行100周年記念事業積立金	200,000	200,000	0	市に寄附 ソーラー式電波時計
	7. 自治連70周年記念事業積立金	500,000	500,000	0	
5. 予備費	1. 予備費	100,000	7,000	93,000	小江戸サミット推進委員会交流会会費
合 計		7,300,000	4,761,461	2,538,539	

歳入合計 7,537,240
 歳出合計 4,761,461
 差引残額 2,775,779 (令和5年度へ繰越)

令和5年5月24日

川越市自治会連合会
 会 長 宮 岡 寛

積立金別表

市制施行100周年記念事業積立金

積立期間: 令和3年度～令和4年度

(単位:円)

積立金名称	積立年度	金額
市制施行100周年記念事業積立金	令和3年度	1,000,000
	令和4年度	200,000
合計		1,200,000

積立金額 1,200,000 円

ソーラー式電波時計代金 1,192,400 円

預金利息 5 円

執行残額 7,605 円

※令和4年度に事業を実施し、残金7,605円を自治会連合会の会計に雑収入として入金しました。

令和4年度川越市自治会連合会監査報告

令和5年4月4日、川越市自治会連合会会則第8条第4項に基づき監査した結果、令和4年度川越市自治会連合会収支決算及び各証書並びに関係書類は適正に執行されておりましたので、報告します。

令和5年5月24日

川 越 市 自 治 会 連 合 会

監事 鈴木 義之

監事 山田 貢

監事 荻原 政巳

監事 野村 修一

〈議案第3号〉

令和5年度川越市自治会連合会事業計画（案）

自治会の健全な発展を助長し、市との緊密な連絡協調を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を実施する。

- 1 防犯・防災対策の推進
- 2 交通安全対策の推進
- 3 環境美化の推進
- 4 青少年健全育成の推進
- 5 広報活動の充実
- 6 地域活動への支援
- 7 コミュニティづくりの推進
- 8 自治会への加入促進
- 9 女性参画によるまちづくりの推進
- 10 自治会長の研修会等の実施

令和5年5月24日提出

川越市自治会連合会

会 長 宮 岡 寛

令和5年度川越市自治会連合会予算（案）

歳入の部

（単位：円）

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
項	目				
1. 会費収入	1. 会費収入	2,264,000	2,264,000	0	8,000円×283自治会
2. 補助金	1. 補助金	2,240,000	2,240,000	0	川越市補助金
3. 助成金	1. 助成金	0	0	0	彩の国コミュニティ推進事業助成金（未申請）
4. 雑収入	1. 雑収入	520,221	575,493	△ 55,272	緑の募金取扱還付金、犬フン看板頒布料、預金利息
5. 繰越金	1. 繰越金	2,775,779	2,220,507	555,272	前年度から繰越
合 計		7,800,000	7,300,000	500,000	

歳出の部

（単位：円）

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
項	目				
1. 会議費		1,160,000	1,210,000	△ 50,000	
	1. 総会費	250,000	100,000	150,000	総会資料印刷、会場使用料等
	2. 役員会費	100,000	100,000	0	正副会長会・理事会等
	3. 専門委員会費	10,000	10,000	0	広報委員会
	4. 日当	800,000	1,000,000	△ 200,000	正副会長会・理事会・専門委員会等
2. 事業費		4,210,000	3,350,000	860,000	
	1. 防犯・防災対策事業費	500,000	100,000	400,000	のぼり旗、ポール
	2. 交通安全対策関係費	500,000	100,000	400,000	のぼり旗、ポール
	3. 環境美化関係費	100,000	100,000	0	啓発活動用品
	4. 青少年健全育成関係費	300,000	100,000	200,000	収穫体験プレゼント
	5. 広報関係費	1,600,000	1,600,000	0	「自治連だより川越」発行、HP年間使用料等
	6. 活動支援費	400,000	400,000	0	地域の主要活動支援

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
項	目				
	7. コミ協事業費	110,000	0	110,000	シラコバト賞表彰関係費、収穫体験プレゼント
	8. 加入促進費	100,000	200,000	△ 100,000	加入促進パンフレット等
	9. 女性参画によるまちづくり事業費	200,000	40,000	160,000	市長と地域を代表する女性との懇談会
	10. 研究会諸費	400,000	40,000	360,000	自治会長視察研修等
	旧11. 新型コロナ対策	0	230,000	△ 230,000	今後は事務局費等で対応
	旧12. 市制施行100周年記念冠付け事業支援金	0	440,000	△ 440,000	事業完了
3. 事務費		600,000	599,000	1,000	
	1. 事務局費	300,000	300,000	0	会員名簿、消耗品等
	2. 通信費	300,000	299,000	1,000	郵便はがき、封筒、振込手数料等
4. 諸費		1,151,000	2,041,000	△ 890,000	
	1. 慶弔費	50,000	20,000	30,000	慶弔金等
	2. 交際費	100,000	20,000	80,000	他団体総会祝金等
	3. 負担金	51,000	51,000	0	暴力排除推進協・姉妹都市交流委員会・彩の国コミ協・観光協会・環境ネット
	4. 表彰費	450,000	250,000	200,000	永年勤続自治会会長・副会長記念品代等
	5. 自治連70周年記念事業積立金	500,000	500,000	0	令和7年度事業実施予定
	旧5. 市制施行100周年記念事業系附金	0	1,000,000	△ 1,000,000	事業完了
	旧6. 市制施行100周年記念事業積立金	0	200,000	△ 200,000	事業完了
5. 予備費	1. 予備費	679,000	100,000	579,000	
合 計		7,800,000	7,300,000	500,000	

令和5年5月24日提出

川越市自治会連合会
会 長 宮 岡 寛

積立金別表

自治連設立70周年記念事業積立金

積立期間:平成30年度～令和6年度

積立金名称	積立年度	(単位:円)
		金額
自治連設立70周年記念事業積立金 (令和7年度執行予定)	平成30年度	300,000
	令和元年度	300,000
	令和2年度	300,000
	令和3年度	500,000
	令和4年度	500,000
	令和5年度	500,000
合計		2,400,000

※自治会連合会は令和7年度に設立70周年を迎えます。

〈議案第5号〉

令和5年度川越市自治会連合会役員選任（案）

監事の退任に伴い、次の役員を選任したいので、川越市自治会連合会会則第6条第3項の規定により、総会の承認を求めます。

役職名	氏 名
監 事	栗 原 裕 子 （第7支会 新任）

※この選任は、第7支会鈴木義之助前支会長の自治会長退任によるものです。

（参考）

役職名	氏 名
会 長	宮 岡 寛 （第8支会 任期中）
副会長	村 田 一 男 （第1支会 任期中）
副会長	佐 藤 保 雄 （霞ヶ関北支会 任期中）
副会長	高 橋 健 治 （大東支会 任期中）
監 事	栗 原 裕 子 （第7支会 新任）
監 事	山 田 貢 （第8支会 任期中）
監 事	荻 原 政 巳 （大東支会 任期中）
監 事	野 村 修 一 （川鶴支会 任期中）

※副会長、監事氏名は「川越市自治会連合会会員名簿」掲載順に記載。

令和5年5月24日提出

川 越 市 自 治 会 連 合 会

会 長 宮 岡 寛

備 品 台 帳

No.	品名・型式	単価(円)	数量	取得日	保管場所	備考
①	DVD ビデオカメラ Sony Dcr-Dvd403	66,220	1	H18. 2. 2	地域づくり推進課会議室	譲渡可能 一部不具合
②	DVD レコーダー SonyRdr-Vh83	47,000	1	H18. 2. 2	"	譲渡可能 一部不具合
③	プロジェクター Epson Emp-Tw600	175,840	1	H18. 2. 2	"	譲渡可能 一部不具合
4	スクリーン イズミ HU-80F	36,000	1	H18. 2. 2	"	使用中
5	ワイヤレスメガホン ER-2830w	38,850	1	H18. 2. 20	"	使用中
6	スピーカースタンド ST-16	13,650	1	H18. 2. 20	"	使用中
7	ワイヤレスマイクホン WM-1210	37,800	1	H18. 2. 20	"	経年劣化 廃棄予定
⑧	シュレッダー カバヤシ Nse-401cs	24,000	1	H18. 2. 20	"	譲渡可能 一部不具合
⑨	デジタルカメラ ニコン S 620SL	21,000	1	H21. 6. 25	"	譲渡可能 一部不具合
⑩	プリンター キャノン MP 630	18,312	1	H21. 6. 25	"	譲渡可能 一部不具合
11	ノートパソコン 富士通 FMVA705BW	134,800	1	H22. 11. 30	"	経年劣化 廃棄予定
合計		613,472				

※備品番号を○囲み数字で記載した備品をご希望の自治会にお譲りします。
 お申込みは先着順で、令和5年6月30日(金)までとさせていただきます。
 ※いずれも経年劣化しております。傷や不具合等の状態について、詳しくは
 事務局にお尋ねください。(TEL 049-224-5705)

川越市自治会連合会会則

(名 称)

第1条 この会は、川越市自治会連合会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、自治会の健全な発展を助長し、市との緊密な連絡協調を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の連絡に関すること。
- (2) 自治会活動の総合計画に関すること。
- (3) 行政機関及び関係団体との連絡協調に関すること。
- (4) 会員等の慶弔及び表彰に関すること。
- (5) その他、この会の目的達成のため必要なこと。

(組 織)

第4条 この会は、この会の趣旨に賛同する自治会をもって組織する。

2 この会に、支会を置く。

3 この会に加入しようとする自治会は、当該地域の支会に加入しなければならない。

(支 会)

第5条 支会は、隣接する自治会により組織する。

2 支会には、支会長及び副支会長を置く。

3 支会の設立は、総会において承認する。

4 支会に関する必要な事項は、別に定める。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 会 長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 3人 |
| (3) 常任理事 | 支会長をもって充てる |
| (4) 理事 | 副支会長をもって充てる |
| (5) 監事 | 4人以内 |
| (6) 特別役員 | 市自治組織担当副市長 |

2 会長及び副会長は、常任理事の中から理事会が推薦し、総会で承認を得る。

3 監事は、自治会長の中から理事会が推薦し、総会で承認を得る。

(相談役)

第7条 この会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(職 務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 常任理事及び理事は、この会の運営に関する事項を審議する。
- 4 監事は、この会の会計及び庶務を監査し、その結果を総会で報告する。
- 5 特別役員及び相談役は、会務について相談に応じる。

(任 期)

第9条 第6条第1項第1号から第5号までの役員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで在任する。

(会 議)

第10条 この会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 正副会長会

(総 会)

第11条 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の要請があったときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、各自治会長をもって構成する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 役員の承認に関すること。
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
 - (5) その他この会の運営に関する重要な事項に関すること。

(理事会)

第12条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上の要請があったときに開催するものとする。

- 2 理事会は、第6条第1項第1号から第4号の役員をもって構成する。
- 3 理事会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 総会提案事項に関すること。
 - (3) その他この会の運営に関する重要なこと。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、必要に応じ開催する。

2 常任理事会は、第6条第1項第1号から第3号の役員をもって構成する。

3 常任理事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 官公署等からの委任に関する事。

(2) その他必要と認められる事項に関する事。

(正副会長会)

第14条 正副会長会は、会長が必要と認める会議の方針及び会議の原案、その他緊急事項等について審議し処理する。

(専門委員会)

第15条 この会の事業を円滑に推進するため、常任理事会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の決定事項は、常任理事会に報告し承認を得るものとする。

(招集及び議長)

第16条 総会及び理事会並びに常任理事会は、会長が招集する。

2 専門委員会は、委員長が招集する。

3 総会の議長は、常任理事の中から総会で選出する。

4 理事会及び常任理事会は、会長が議長となる。

(定足数及び表決)

第17条 会議は、構成員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。ただし、総会においては、委任状をもって出席にかえることができる。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務局)

第18条 この会の事務局を、川越市役所自治組織主管課内に置く。

2 事務局に、事務局長及び書記若干名を置き、市長の同意を得て会長が委嘱する。

3 書記は、会長の命を受け会計及び庶務に従事する。

(会計)

第19条 この会の経費は、会費・補助金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、別途定める。

(会計年度)

第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(経費の支弁)

第21条 役員及び専門委員会委員がこの会の会議に出席、又は出張したときは、その経費を支弁することができる。

(脱 会)

第22条 支会を脱会したものは、この会を脱会したものとみなす。

(委 任)

第23条 この会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和59年5月22日から施行する。
- 2 川越市自治会連合会会則（昭和47年2月17日制定）は、廃止する。

附 則

この会則は、平成3年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成7年6月2日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第6条第1項の職にある者の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成8年度通常総会までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成13年5月22日から施行する。
- 2 改正後の会則第6条第1項第2号の規定により、新たに副会長となる者の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成14年度通常総会までとする。

附 則

この会則は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月24日から施行する。

川越市自治会連合会会則施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、川越市自治会連合会（以下「連合会」という。）会則第23条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 連合会に加入しようとする自治会は、地元支会に加入するとともに入会申込書により、連合会会長に届け出るものとする。

2 連合会を退会しようとする自治会は、退会届により支会長を経由して、連合会会長に届け出るものとする。

(会費)

第3条 自治会が連合会に納める会費は、1自治会につき年額8,000円とする。ただし、年度の途中において設立した自治会が連合会に加入する場合は、当該年度の会費を免除する。

(支会)

第4条 連合会の支会は、原則として隣接する複数の自治会で組織し別表で定める。

2 支会を脱会し、または統合し新たな支会を組織するときは、脱会前の支会または統合前の支会の同意書とその理由書を会長に提出しなければならない。

3 支会に加入しない自治会は連合会に加入することはできない。

(役員の数)

第5条 会則第6条第1項第4号に定める理事の定数は、各支会1名とする。ただし、高階支会においては当面2名とする。

(経費の支弁)

第6条 連合会役員及び専門委員が、次に掲げる用務を行った場合、それぞれ、次の経費を支弁する。また、事務局長または事務局書記が同行する場合は、その宿泊料及び交通費を支弁する。ただし、連合会主催の視察研修、事業等へ出席した場合は、支弁しない。

(1) 連合会主催の会議（総会を除く。）に出席した場合、日当。

(2) 研修その他用務のため市外に出張した場合、交通費及び日当。宿泊を伴う場合、宿泊料。

2 前項に規定する日当、交通費及び宿泊料は、次に掲げる額とする。

(1) 日 当 1日当たり 4,000円

(2) 宿泊料 1泊につき20,000円を限度とし、これ以内の場合は実費額とする。

(3) 交通費 市外における会議、研修等に出席するため、公共交通機関を一般的かつ経済的な経路で利用した時に要する実費額。

附 則

この細則は、平成7年6月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月27日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成12年4月27日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成14年4月26日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成18年1月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年7月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

川越市自治会連合会慶弔及び表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川越市自治会連合会(以下「連合会」という。)会則第23条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(慶弔の基準)

第2条 連合会は、次の各号に該当する場合に慶弔金を支給する。

- (1) 自治会の集会施設を新築した場合 祝金 10,000円
- (2) 自治会会長が事故又は病気のため、連続して1ヶ月以上入院した場合
見舞金 5,000円
- (3) 自治会会長が死亡した場合
香典 5,000円
- (4) 自治会会長と同居する父、母、又は配偶者が死亡した場合
香典 5,000円
- (5) その他連合会会長が必要と認めた場合

(表彰の区分)

第3条 連合会会長は、連合会会則第6条第1項第1号から第4号までに該当する者が役員を退いた場合並びに自治会会長及び自治会副会長がその職を退いた場合で、その業績が顕著なものであると認められるときは、理事会に諮り市長に表彰を具申する。

2 連合会会長は、自治会会長及び自治会副会長がその職を退いた場合で、その業績が顕著なものであると認められるときは、理事会に諮り表彰する。

(表彰の基準)

第4条 市長へ表彰の具申をするものは、次の基準による。なお、表彰の対象は、表彰実施の日に川越市の住民基本台帳に記載されている者とする。

- (1) 連合会会長及び副会長は、在職2年以上の場合
 - (2) 連合会常任理事及び理事は、在職5年以上の場合
 - (3) 自治会会長は、在職2年以上の場合
 - (4) 自治会副会長は、在職4年以上の場合
- 2 連合会会長表彰は、在職10年以上を基準とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、連合会会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(在職年数の計算)

第5条 在職年数は、満年をもって計算する。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 川越市自治会連合会慶弔及び表彰規程(昭和45年7月10日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月5日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年5月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

川越市自治会連合会自治会名一覽

283自治会

支会名	自治会名	支会名	自治会名
第一 (7)	喜多町、志多町、神明町、宮下町1丁目、 宮下町2丁目、宮元町、城下・氷川町	高階 (31)	藤間原、藤間上、藤間中、藤間下、藤間東、 富士ヶ丘、藤間南、稲荷町、熊野町、清水 町、諏訪町、藤原町、富士見、寺尾第1、 寺尾第2、寺尾第3、寺尾第4、砂新田下、 砂新田南、武蔵野、五ツ又、砂新田1丁目、 砂新田若樹、砂新田3丁目、砂第1、砂第2、 砂第3、砂弁天、高砂、新河岸、旭住宅
第二 (8)	石原町1丁目、石原町2丁目、幸町、末広 町1丁目、末広町2丁目、末広町3丁目、 仲町、元町2丁目		
第三 (10)	上野田町、田町、野田町1丁目、野田町2 丁目、東田町、今成1丁目、今成2・3丁目、 今成4丁目、小ヶ谷、小室町	福原 (22)	下赤坂上、下赤坂下、大野原、武蔵町、中 福南、中福北、上松原、下松原上、下松原 下、今福上、今福下、今福原、霞町、中台 元町、中台、中台南、砂久保、田園ハイツ、 中台つつじヶ丘、スカイハイツ、今福北、 今福団地
第四 (9)	大手町、久保町、郭町1丁目、郭町2丁目、 三久保町、松江町1丁目、松江町2丁目、 元町1丁目、伊佐沼新町		
第五 (8)	小仙波町1丁目、小仙波町2丁目、小仙波 町3丁目、小仙波町4丁目、小仙波町5丁目、 西小仙波町1丁目、西小仙波町2丁目、 朝日マンション	山田 (8)	上寺山、寺山、福田、山田西町、北山田、 南山田、府川、石田
第六 (5)	新富町1丁目、新富町2丁目、通町、南通町、 脇田町	名細 (25)	鯨井、上戸、吉田、みよしの、天沼新田、 小堤、小堤区、天金山、下広谷北、下広谷 南、下小坂、平塚、平塚新田、鯨井新田、 みどり会、広谷新町、住友あおい、川越ピ レジ、ハイラーク、つくし、ファミリータ ウン春日、県営川越小堤団地、市営小堤団 地、小堤東団地、天沼新田グランシア
第七 (7)	仙波町1丁目、仙波町2丁目、仙波町3 丁目、仙波町4丁目、富士見町、菅原町、 大仙波		
第八 (3)	岸町1丁目、岸町2丁目、岸町3丁目	霞ヶ関 (23)	的場下組、的場中組、的場上組、安比奈新 田、大町、芳地戸、新町、本町、協栄、西 部、大笠、上野、倉ヶ谷戸、川越グリーン タウン、山伝、水久保、かすみ野、フラワ リー、笠幡台、笠幡グリーンパーク、的場 1丁目、的場2丁目、花の街
第九 (6)	旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、 広栄町、脇田新町、脇田本町		
第十 (10)	三光町、月吉町、中原町1丁目、中原町2丁 目、連雀町、六軒町1丁目、六軒町2丁目、 月吉住宅、野田月吉町、パークファミリア	霞ヶ関北 (14)	霞ヶ関北、霞ヶ関東急ニュータウン、霞ヶ 関東、霞ヶ関西、みなみ、的場初雁、伊勢 原町1丁目、伊勢原町2丁目、伊勢原町3 丁目、伊勢原町4丁目、グリーンcommons 川越、県営川越いせはら団地、リバーサイ ド壹番街、伊勢原町5丁目
第十一 (6)	新宿町1丁目、新宿町2丁目、新宿町3丁 目、新宿町4丁目、新宿町5丁目、新宿町 6丁目		
芳野 (13)	北田島、谷中、菅間上、菅間中・下、石 田本郷、石田本郷新田、鴨田第1、鴨田 第2、鴨田第3、伊佐沼、鹿飼、上老袋、 中老袋	大東 (21)	南大塚、向ヶ丘、緑ヶ丘、大塚新田、寿町 1丁目、寿町2丁目、豊田町、豊田本、池 辺、大袋、増形、日東町、大袋新田、山城、 高橋、藤倉、猪鼻、かし野台、南台2丁目、 南台3丁目、月山
古谷 (17)	二ノ関、沼端、宿、堀之内、古川端、黒須、 蔵根、古谷本郷上、古谷本郷下、小中居、 大中居、高島、八ツ島、下老袋、東本宿、 ワンダーランド、グリーンフィールド		
南古谷 (26)	南田島、牛子、木野目、並木、今泉、上 久下戸、下久下戸、宮本、萱沼、渋井、 古市場、南古谷団地、さくら堤、川越ハ イツ、わかば台、木野目藤木、あゆみ、 河原町、あすなろ、県営川越今泉団地、 ライオンズ第3、アステール川越、県営 久下戸住宅、レーベンスクエアサントレ ッセ、泉、レーベンスクエアコンサルテ ィエ	川鶴 (4)	川鶴、かわつる初雁団地、かわつる三芳野 団地、吉田新町

◎コミュニティ……

それは明日の暮らしをつくることです。

わたしたちがくらすということは、他人と共に生きるということです。

他の人と共に生きるためには、お互いの立場を認め合うことが大切です。

そして、お互いの立場や意見の違いを理解し合って、いま、地域にある様々な課題をどう解決していくかを考えることも、また大切なことです。

コミュニティとは、いまくらししている地域をより良くしようという人々の活動によって生み出される生活の場のことをいいます。